

令和元年度 財政援助団体等監査の結果報告書

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に定める財政援助団体等に対する監査の概要は、下記のとおりである。

1 監査の目的

町から支出された補助金等が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他事務の執行に関し監査を行い、もって町民福祉の向上に資することとした。

2 監査の対象

- (1) 令和元年度に町が補助金等の財政的援助を行った団体
- (2) 町が出資し、その出資比率が資本金、基本金等の4分の1以上の団体

第2 監査の実施

1 監査実施対象団体

社会福祉法人 北島町社会福祉協議会

2 監査の実施期間

令和2年7月22日（水）

3 監査の方法

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している保険福祉課及び同団体から事業報告書、決算書及び関係資料等の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

社会福祉法人北島町社会福祉協議会の監査を実施した結果、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行、諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、おおむね適正であると認められた。

5 収支の総括

令和元年度の経理区分ごとに収支総括は、次表のとおりである。

経理区分ごと収入支出総括表

(単位：円)

	経理区分	決算額	左のうち町費決算額	
	収入	法人運営	59,734,417	36,388,215
社協啓発事業		1,112,669	867,669	
地域福祉推進事業		8,509,997	8,404,897	
日常生活自立支援事業		416,250	0	
ボランティアセンター事業		456,739	338,369	
小地域福祉のまちづくり事業		135,650	76,800	
募金啓発事業		259,000	0	
在宅サービスセンター 訪問介護事業		15,879,379	0	
在宅サービスセンター 居宅介護支援事業		10,341,168	0	
在宅サービスセンター 通所介護事業		11,587,067	6,445,000	
地域生活支援事業		149,000	149,000	
児童館管理運営委託業務		84,652,300	83,785,000	
北島町ふれあい総合相談センター事業		301,092	301,092	
生活支援体制整備事業		2,000,000	2,000,000	
生活支援サポートセンター事業		3,082,000	3,082,000	
生活困窮者自立支援事業		526,000	0	
善意銀行事業		21,310,400	0	
		合計	220,453,128	141,838,042

支出	法人運営	37,058,720	36,388,215	
	社協啓発事業	1,112,669	867,669	
	地域福祉推進事業	8,509,997	8,404,897	
	日常生活自立支援事業	416,250	0	
	ボランティアセンター事業	456,739	338,369	
	小地域福祉のまちづくり事業	135,650	76,800	
	募金啓発事業	259,000	0	
	在宅サービスセンター 訪問介護事業	14,855,713	0	
	在宅サービスセンター 居宅介護支援事業	8,577,128	0	
	在宅サービスセンター 通所介護事業	11,587,067	6,445,000	
	地域生活支援事業	149,000	149,000	
	児童館管理運営委託業務	84,652,300	83,785,000	
	北島町ふれあい総合相談センター事業	301,092	301,092	
	生活支援体制整備事業	2,000,000	2,000,000	
	生活支援サポートセンター事業	3,082,000	3,082,000	
	生活困窮者自立支援事業	526,000	0	
	善意銀行事業	178,000	0	
		合計	173,857,325	141,838,042

次年度繰越金	46,595,803	0
--------	------------	---

6 監査の意見

北島町社会福祉協議会において、今年度はNPO法人より移管された「生活支援サポートセンター事業」が開始されました。有償・無償ボランティアの養成と利用者とのマッチングを進めていくことで、地域の課題を把握し、解決を目指して取り組んでください。

年度末には新型コロナウイルスの影響を受けられて減収となりましたが、令和2年度においても影響は必至と思われますので、感染防止の徹底と安心安全な業務の遂行をお願いします。

また、それぞれの事業について、補助金等は有効かつ効率的に執行し、充実した事業運営の推進に努められたい。

以 上